

地域医療構想推進委員会の取組について

1 目的

構想区域ごとに、関係者との連携を図りつつ、将来の病床の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行う。

2 構成員（地域医療構想調整ワーキンググループと同じ）

- (1) 市町村の代表
- (2) 地区医師会の代表
- (3) 地区歯科医師会の代表
- (4) 地区薬剤師会の代表
- (5) 病院協会代表（病院協会が委員会の構成員として認めた病院の代表）
- (6) 医療保険者代表（保険者協議会が委員会の構成員として認めた医療保険者の代表）
- (7) 看護協会代表（看護協会が委員会の構成員として認めた看護職員の代表）
- (8) 慢性期や回復期等の医療機関の代表
- (9) その他基幹的保健所等の長が適当と認める者

3 今年度の取組内容等

- **各構想区域における課題意識の共有や、病床機能報告結果等による構想区域内の医療提供体制や社会資源の状況の情報共有**を行う。
- なお、現在、国の「医療計画の見直し等に関する検討会」において、地域医療構想及び地域医療構想調整会議（本県においては「地域医療構想推進委員会」）での議論の進め方が検討されていることから、**来年度以降における議論の進め方等については、国からの通知を受けて検討する。**

（参考1）今年度における地域医療構想推進委員会の開催（予定）状況

構想区域	開催日
名古屋・尾張中部	平成29年2月20日（月）
海部	平成29年2月22日（水）
尾張東部	現時点で開催日未定
尾張西部	平成29年2月23日（木）
尾張北部	平成29年2月28日（火）
知多半島	平成29年2月27日（月）
西三河北部	平成29年2月7日（火）
西三河南部東	平成29年2月3日（金）
西三河南部西	平成29年2月14日（火）
東三河北部	平成29年2月23日（木）
東三河南部	平成29年2月17日（金）

（参考2）

国における地域医療構想及び地域医療構想調整会議の進め方の考え方（平成28年12月26日「医療計画の見直し等に関する意見のとりまとめ）について

医療機能の役割分担について

（1）構想区域における将来の医療提供体制を構築していくための方向性の共有

ア 構想区域における医療機関の役割の明確化

- 将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、当該構想区域における医療機関であって、地域における救急医療や災害医療等を担う医療機関が、どのような役割を担うか明確にすることが必要である。その際に、**次の各医療機関が担う医療機能等を踏まえ、地域医療構想調整会議の場で検討を進めること。**
 - ・ 構想区域の救急医療や災害医療等の中心的な医療機関が担う医療機能
 - ・ 公的医療機関等及び国立病院機構の各医療機関が担う医療機能（公立病院の担う医療機能については、新公立病院改革ガイドラインに基づき検討）
 - ・ 地域医療支援病院及び特定機能病院が担う医療機能 等

- 上記以外の医療機関については、これらの医療機関との連携や、これらの医療機関が担わない医療機能（例えば、重症心身障害児に対する医療等）や、地域の多様な医療ニーズを踏まえ、それぞれの役割を明確化すること。

イ 将来に病床機能の転換を予定している医療機関の役割の確認

- 病床機能報告においては、6年後の病床機能も報告されていることから、将来に病床機能の転換を予定している医療機関についても、その転換の内容が地域医療構想の方向性と整合性のあるものとなっているかという点について確認すること。

ウ その他の事項

- 地域医療構想調整会議における検討結果を踏まえて、構想区域ごとの将来の医療提供体制を構築していくための方向性を定め、関係者間で共有する。
- その際には、放射線治療装置等の高額な医療機器について、医療資源の有効活用の観点から、それらの機器の地域における活用の方法や新たな導入に向けた方針等についても、協議を行った上で共有すること。
- また、地域の住民が望む医療へのかかり方等を聴取し、ニーズを把握すること。